

所得控除一覧

社会保険料控除	本年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、農業者年金保険料、介護保険料または給与から差し引かれた社会保険料の全額（年金から差し引かれている場合は、対象は申告者本人の分に限りません）。国民年金保険料控除証明書等がない場合は控除できません。（注）																																																						
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済制度の掛金として支払った金額の全額 小規模企業共済等掛金控除額の証明書等がない場合は控除出来ません。（注）																																																						
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円） <table border="1" data-bbox="373 373 1560 649"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新契約</td> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>・介護医療保険料</td> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払金額の1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>・平成24年1月1日以後に契約した一般生命保険料及び個人年金保険料</td> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払金額の1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>旧契約</td> <td>15,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>・平成23年12月31日以前に契約した一般生命保険料及び個人年金保険料</td> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払金額の1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払金額の1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> 一般生命保険料又は個人年金保険料について新契約と旧契約の両方を支払っている場合は、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額が控除できます。（限度額28,000円） 生命保険料控除証明書等がない場合は控除できません。（注）					支払金額	控除額	新契約	12,000円以下	全額	・介護医療保険料	12,000円超 32,000円以下	支払金額の1/2 + 6,000円	・平成24年1月1日以後に契約した一般生命保険料及び個人年金保険料	32,000円超 56,000円以下	支払金額の1/4 + 14,000円		56,000円超	28,000円	旧契約	15,000円以下	全額	・平成23年12月31日以前に契約した一般生命保険料及び個人年金保険料	15,000円超 40,000円以下	支払金額の1/2 + 7,500円		40,000円超 70,000円以下	支払金額の1/4 + 17,500円		70,000円超	35,000円																								
	支払金額	控除額																																																					
新契約	12,000円以下	全額																																																					
・介護医療保険料	12,000円超 32,000円以下	支払金額の1/2 + 6,000円																																																					
・平成24年1月1日以後に契約した一般生命保険料及び個人年金保険料	32,000円超 56,000円以下	支払金額の1/4 + 14,000円																																																					
	56,000円超	28,000円																																																					
旧契約	15,000円以下	全額																																																					
・平成23年12月31日以前に契約した一般生命保険料及び個人年金保険料	15,000円超 40,000円以下	支払金額の1/2 + 7,500円																																																					
	40,000円超 70,000円以下	支払金額の1/4 + 17,500円																																																					
	70,000円超	35,000円																																																					
地震保険料控除	地震保険料及び旧長期損害保険料について、それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額（限度額25,000円） <table border="1" data-bbox="373 789 1560 976"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震保険料</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払金額の1/2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>旧長期損害保険料</td> <td>5,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>・平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（保険期間等が10年以上で満期返戻金有）の保険料</td> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>支払金額の1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> 地震保険料控除証明書等がない場合は控除できません。（注）					支払金額	控除額	地震保険料	50,000円以下	支払金額の1/2		50,000円超	25,000円	旧長期損害保険料	5,000円以下	全額	・平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（保険期間等が10年以上で満期返戻金有）の保険料	5,000円超 15,000円以下	支払金額の1/2 + 2,500円		15,000円超	10,000円																																	
	支払金額	控除額																																																					
地震保険料	50,000円以下	支払金額の1/2																																																					
	50,000円超	25,000円																																																					
旧長期損害保険料	5,000円以下	全額																																																					
・平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（保険期間等が10年以上で満期返戻金有）の保険料	5,000円超 15,000円以下	支払金額の1/2 + 2,500円																																																					
	15,000円超	10,000円																																																					
寡婦控除 ひとり親控除	配偶者と離別または死別した後再婚していない方で次の条件に該当する場合に受けられます。 寡婦控除：あなたの前年中の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと（離別の場合、生計を一にする子以外の扶養親族がいること）。 婚姻歴や性別に関わらず、全てのひとり親が次の条件に該当する場合に受けられます。 ひとり親控除：あなたの前年中の合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子がいる場合で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。 ※生計を一にする扶養親族及び子の所得は、総所得金額等が48万円以下であること。		寡婦 26万円 ひとり親 30万円																																																				
勤労学生控除	あなたが前年の12月31日現在学校に通学しており、自己の勤労による給与所得等があり、かつ合計所得金額が75万円以下で給与所得等以外の所得が10万円以下である場合に受けられます。		26万円																																																				
障害者控除 (要 個人番号)	あなたやあなたの同一生計配偶者、その他の扶養親族が障害者である場合に受けられます。 ※身体障害者手帳・療育手帳などの等級等や介護保険に係る認定書の程度を記入してください。 ※障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。 ※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の方をいいます。		普通 26万円 特別 30万円 同居特別 53万円																																																				
配偶者控除 (要 個人番号)	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の方が、前年中の合計所得金額が48万円以下の場合に受けられます。なお、老人配偶者とは、が70歳以上（昭和29年1月1日以前生）の方です。 <table border="1" data-bbox="338 1519 1350 1641"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>一般</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>380,000円</td> <td>260,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> </tbody> </table>						あなたの合計所得金額					900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	配偶者控除	一般	330,000円	220,000円	110,000円	老人	380,000円	260,000円	130,000円																																
		あなたの合計所得金額																																																					
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																																			
配偶者控除	一般	330,000円	220,000円	110,000円																																																			
	老人	380,000円	260,000円	130,000円																																																			
配偶者特別控除 (要 個人番号)	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の方が前年中の合計所得金額が48万円超から133万円以下の場合に受けられます。 <table border="1" data-bbox="338 1703 1350 2041"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">配偶者特別控除</td> <td>配偶者の合計所得金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>480,001円～1,000,000円</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円～1,050,000円</td> <td>310,000円</td> <td>210,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円～1,100,000円</td> <td>260,000円</td> <td>180,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円～1,150,000円</td> <td>210,000円</td> <td>140,000円</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001円～1,200,000円</td> <td>160,000円</td> <td>110,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001円～1,250,000円</td> <td>110,000円</td> <td>80,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>1,250,001円～1,300,000円</td> <td>60,000円</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,001円～1,330,000円</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>1,330,001円～</td> <td colspan="3">なし</td> </tr> </tbody> </table>						あなたの合計所得金額					900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額				480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円	1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円	1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円	1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円	1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円	1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円	1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円	1,330,001円～	なし		
		あなたの合計所得金額																																																					
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																																			
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額																																																						
	480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円																																																			
	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円																																																			
	1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円																																																			
	1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円																																																			
	1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円																																																			
	1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円																																																			
	1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円																																																			
	1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円																																																			
	1,330,001円～	なし																																																					
扶養控除 (要 個人番号)	あなたと生計を一にする扶養親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下の場合に受けられます。 特定扶養：年齢が19歳以上23歳未満（平成13年1月2日～平成17年1月1日生まで） 老人扶養：年齢が70歳以上（昭和29年1月1日以前生） 同居老親等：上記の老人扶養のうち、あなたまたは配偶者の直系尊属（両親・祖父母など）で、あなたまたは配偶者のいずれかと同居している場合 一般扶養：上記以外の扶養親族で16歳以上（平成20年1月1日以前生） ※非課税判定等に必要となりますので、16歳未満の扶養親族（平成20年1月2日以後生）欄も記入してください。		特定扶養 45万円 老人扶養 38万円 同居老親等 45万円 一般扶養 33万円																																																				
基礎控除	あなたの前年中の合計所得金額が2,500万円以下の場合に受けられます。 <table border="1" data-bbox="338 2303 1350 2377"> <thead> <tr> <th>あなたの合計所得金額</th> <th>2,400万円以下</th> <th>2,400万円超2,450万円以下</th> <th>2,450万円超2,500万円以下</th> <th>2,500万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td> <td>430,000円</td> <td>290,000円</td> <td>150,000円</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>				あなたの合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超	基礎控除	430,000円	290,000円	150,000円	なし																																									
あなたの合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超																																																			
基礎控除	430,000円	290,000円	150,000円	なし																																																			
雑損控除	災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害（補てん金を除く。）を受けたとき。ただし、盗難または横領による損失には、詐欺または脅迫による損失は含まれません。																																																						
医療費控除	令和5年中にあなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費、特定一般用医薬品等購入費が一定の額を超えた場合に受けられ、次の算式で計算します。 【医療費の総額－（補てん金額）】－【(10万円)か(総所得金額等×5%)のいずれか少ない方の金額】（限度額200万円） ※医療費控除の明細書又は医療保険者の発行する医療費通知の添付が必要となります（領収書の添付では医療費控除は受けられません）。セルフメディケーション税制による特例を選択する場合は、申告書の医療費控除欄にある区分の□に「1」と記入し、次の算式で計算します。 【特定一般用医薬品等購入費－（補てん金額）】－1万2千円（限度額8万8千円） ※「医療費控除」「セルフメディケーション税制」は、どちらかの適用しか受けられません。																																																						

※「生計を一にする」とは、勤務・修学・療養等の都合上、別居していても、余暇には生活を共にするなど、常に生活費・学資金、療養費等の送金が行われている場合を含みます。